様式3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称			産業廃棄物多量排出事業者に対する改善勧告
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
条 項			第 15 条第 2 項
所 管 課			環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課(電話:048-829-1607)
行政指導を行なう場合の方針・基準	同条 基準 に違反 (未設定の らの違 場合は、そ とが压 の理由)		定例第11条、第12条、第13条第1項及び第2項の規定 でする場合に適用することができるものであるが、これ では事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定するこ 日難であるため。
	備考		